

作成日 2016/05/17
改訂日 2018/03/26

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	スーパートップ 遮熱 B-6ハンターグリーン B液
製品コード	000720
整理番号	HNT0032504-2
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途及び使用上の制限	塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分1
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A 皮膚感作性 区分1A 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1A + 授乳影響 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(肝臓 呼吸器 腎臓) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器 神経系)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険
H224 極めて引火性の高い液体及び蒸気
H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H319 強い眼刺激
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ
H370 中枢神経系の障害

	H371 肝臓、呼吸器、腎臓の障害のおそれ H372 長期にわたる、又は反復ばく露による腎臓、中枢神経系の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系の障害のおそれ H401 水生生物に毒性 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き 安全対策	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202) 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210) 容器を密閉しておくこと。(P233) 容器を接地すること。アースをとること。(P240) 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241) 火花を発生させない工具を使用すること。(P242) 静電気放電に対する予防措置を講ずること。(P243) ミストを吸入しないこと。(P260) ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260) ガスの吸入を避けること。(P261) ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261) 粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261) 妊娠中、授乳中は接触を避けること。(P263) 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264) 取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264) この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271) 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272) 環境への放出を避けること。(P273) 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) 保護手袋を着用すること。(P280) 皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352) 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353) 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340) 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313) 気分が悪い時は、医師に連絡すること。(P312)
応急措置	

	気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
	特別な処置が必要である。(P321)
	皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
	皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
	眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
	汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
	火災の場合には、適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
保管	容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
	換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
廃棄	施錠して保管すること。(P405)
	内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分
別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
アクリル酸ノルマルーブチ	0.1~1.0%	—	有り	既存	141-32-2
エチルベンゼン	1.0~5%	—	有り	既存	100-41-4
キシレン	1.0~5%	—	有り	既存	1330-20-7
シリカ	0.1~0.5%	—	有り	既存	有り
トルエン	10~20%	—	有り	既存	108-88-3
メチルイソブチルケトン	1.0~10%	—	有り	既存	108-101-1
酸化チタン	1.0~5%	—	有り	既存	13463-67-7
酢酸イソブチル	25~35%	—	有り	既存	110-19-0
銅及びその化合物	0.5~1.0%	—	有り	既存	有り
スチレン	0.1~0.5%	—	有り	既存	100-42-5

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表

アクリル酸ノルマルーブチル(法令指定番号:4)(0.51%)
 エチルベンゼン(法令指定番号:70)(3.911%)
 キシレン(法令指定番号:136)(3.912%)
 スチレン(法令指定番号:323)(0.267%)
 トルエン(法令指定番号:407)(16.098%)
 メチルイソブチルケトン(法令指定番号:569)(4.221%)
 酸化チタン(IV)(法令指定番号:191)(2.565%)
 酢酸ブチル(法令指定番号:181)(28.511%)
 銅及びその化合物(法令指定番号:379)(0.36%)
 エチルベンゼン(法令指定番号:53)(3.9%)
 キシレン(法令指定番号:80)(3.9%)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

トルエン(法令指定番号:300)(16%)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

口をすすぐこと。

医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

眼に入った場合

飲み込んだ場合

5. 火災時の措置

消火剤

泡、乾燥砂、粉末、炭酸ガス

使ってはならない消火剤

水

特有の危険有害性

火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。

極めて燃え易い:熱、火花、火災で容易に発火する。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

特有の消火方法

消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項
、保護具及び緊急時措置

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

環境に対する注意事項

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外は近づけない。

立ちに入る前に、密閉された場所を換気する。

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方
法及び機材

二次災害の防止策

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管	接触回避	屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 排気用の換気を行うこと。
	安全な保管条件	接触、吸入又は飲み込まないこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

保護具	呼吸器の保護具	防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
	手の保護具	静電気放電に対する予防措置を講ずること。
	眼の保護具	取扱いについては全体換気装置を設置した場所で行う。
	皮膚及び身体の保護具	本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。 適切な呼吸器保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

臭い	物理的状態	液体
臭いのしきい(閾)値	形状	液体
pH	色	有彩色
融点・凝固点		溶剤臭
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		データなし
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	1.1
	上限	11
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.2
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配係数		データなし
自然発火温度		370
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	通常の温度、圧力の条件では安定である。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	加温、火気
混触危険物質	危険有害反応可能性参照
危険有害な分解生成物	情報なし

11. 有害性情報

急性毒性

吸入

$ATE_{mix} = (100\% - 66.3017596050\%) / ((4.7892 \times 95.1150\% / 11\text{mg/l}) + (0.2669579260\% / 11\text{mg/l}) + (16.0883031310\% / 12.5\text{mg/l}) + (4.221180\% / 3\text{mg/l}) + (0.012810\% / 21.3\text{mg/l}) + (3.899590\% / 27.57\text{mg/l}) + (3.911240\% / 1\text{mg/l}) + (0.5088642240\% / 10.3\text{mg/l}))$ 計算結果が 9.1mg/l のため、区分3に該当。

加成方式が適用できる成分からの判定:

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

区分2の成分合計が20%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2に該当。

加成方式が適用できる成分からの判定:

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

眼区分2A+眼区分2Bの成分合計が60%であり、濃度限界(10%)以上のため、区分2Aに該当。

データなし

アクリル酸ブチルが $0.50\% \geq 0.1\%$ のため、区分1Aに該当。

データなし

メチルイソブチルケトンが $4.2\% \geq 1\%$ のため、区分2に該当。

トルエンが $16\% \geq 0.3\%$ のため、区分1Aに該当。トルエンが $16\% \geq 0.3\%$ のため、授乳影響に該当。

トルエンが $16\% \geq 10\%$ のため、区分1(中枢神経系)に該当。

キシレンが $3.8\% \geq 1\%$ のため、区分2(肝臓)に該当。

キシレンが $3.8\% \geq 1\%$ のため、区分2(呼吸器)に該当。

キシレンが $3.8\% \geq 1\%$ のため、区分2(腎臓)に該当。

キシレンが $3.8\% \geq 1\%$ のため、区分2(中枢神経系)に該当。

区分3(麻醉作用)の成分合計が $61\% \geq 20\%$ のため、区分3(麻醉作用)に該当。

区分3(気道刺激性)の成分合計が $57\% \geq 20\%$ のため、区分3(気道刺激性)に該当。

区分2:キシレン キシレン 混合キシレン(中枢神経系)は、上位区分の区分1:トルエントルエントルエントルエントルエントルエン(中枢神経系)へ纏めた。

トルエンが $16\% \geq 10\%$ のため、区分1(腎臓)に該当。

トルエンが $16\% \geq 10\%$ のため、区分1(中枢神経系)に該当。

メチルイソブチルケトンが $4.2\% \geq 1\%$ のため、区分2(中枢神経系)に該当。

キシレンが $3.8\% \geq 1\%$ のため、区分2(呼吸器)に該当。

キシレンが $3.8\% \geq 1\%$ のため、区分2(神経系)に該当。

データなし

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

吸引性呼吸器有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性)

水生生物に毒性

水生環境有害性(長期間)	長期的影響により水生生物に有害
オゾン層への有害性	モントリオール議定書の付属書に列記された物質を含まない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

汚染容器及び包装

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1263
Proper Shipping	PAINT
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk	Not applicable
according to	
MARPOL	
73/78,Annex II ,and	
the IBC code.	

航空規制情報 ICAO／IATAの規定に従う。

UN No.	1263
Proper Shipping	PAINT
Class	3

国内規制 取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。

陸上輸送 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は、法令の輸送について定めるところに従う。

海上輸送 船舶安全法に定めるところに従う。

航空輸送 航空法に定めるところに従う。

該当しない

船舶安全法の規定に従う。

海上規制情報	1263
国連番号	
品名	塗料
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附	非該当
属書II 及びIBC コードによるばら積み輸	
送される液体物質	

航空規制情報 航空法の規定に従う。

国連番号	1263
品名	塗料
国連分類	3

等級

II

緊急時応急措置指針番号

128

15. 適用法令	優先評価化学物質(法第2条第5項)
化審法	特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
労働安全衛生法	第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)
水質汚濁防止法	危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
消防法	特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)
悪臭防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
大気汚染防止法) 第4類 第一石油類(非水溶性) 特定悪臭物質(施行令第1条) 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物 法第2条第4項(有機溶剤中毒予防規則中の該当物質) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達) 揮発性有機化合物 法第2条第4項(平成14年度VOC排出に関する調査報告) 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 輸出貿易管理令別表第1の16の項
海洋汚染防止法	引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1) 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1) その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
外国為替及び外国貿易法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
船舶安全法	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号) 有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
航空法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
港則法	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
道路法	
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	
水道法	
下水道法	
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号、平8労基局長通達、基発第182号)

16. その他の情報

連絡先

参考文献

東日本塗料株式会社

溶剤便覧

製品評価技術基盤機構(NITE)

メーカー-SDS

日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」

日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化学品の分類方法」

日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベル方式)塗料マニュアル 改訂版」

日本ケミカルデータベース製物質データベース

[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも十分ではありませんので、取扱には十分注意して下さい。

この製品の製品安全データシートの記載内容のうち含有量、物理化学的性質などの値は、保証値ではありません。

記載内容は現時点での入手できる資料、情報に基づいて作成しておりますが、すべての化学品には未知の有害性があり得る為、取扱いに当たっては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の取扱いを対象としたものである為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。

又それらが実際の使用状況に相応しているか、環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全を損なわないか等については、貴社の責任にてご判断願います。

その他